住民基本台帳の閲覧状況を公表します

平成 18 年 11 月に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧状況を公表することが 義務付けられました。

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部 の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 3 条の規定に基づき、次の とおり公表します。

平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までの住民基本台帳の閲覧は 2 件でした。内容については以下のとおりです。

〇国または地方公共団体の機関によるもの(住民基本台帳法第11条第3項に基づく もの)

請求機関の名称	閲覧年月日	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
請求なし			

○個人または法人によるもの(住民基本台帳法第11条の2第12項に基づくもの)

閲覧申出者の氏名 (法人の場合は名称及び代表者等の氏 名)	閲覧年月日	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 ドーコン 代表取締役社長 平野 道夫	平成 25 年 7 月 29 日	「北見網走都市圏総合都市交 通体系調査」 (委託者 北海道知事)	置戸町内全世帯
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	平成 25 年 10 月 23 日	「防災とエネルギ―調査」	置戸町北光、秋田地区 に在住する 16 歳以上の 者 (12 件)